

## 令和4年度（2022年度）

# 熊本県奨学のための給付金/熊本県専攻科の生徒への 奨学のための給付金の申請について

熊本県では、家庭の家計状況にかかわらず、進学の実意のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費（教材費、学用品費等）を支援するため、熊本県奨学のための給付金（以下「給付金」といいます。）を設けています。

### 1 給付金額（年額）

世帯区分 学校区分	生活保護 （生業扶助） 受給世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	
		（第1子単価） 1人目の高校生等	（第2子単価） ・2人目以降の高校生等 ・15歳以上（中学生を除く）以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等
通信制・専攻科以外	52,600円	134,600円	152,000円
通信制		52,100円	
専攻科	52,100円		

※ 新入生への一部早期給付（4～6月分）の交付申請を行っている場合、7月1日現在の世帯区分の年額から一部早期給付の相当額を差し引いた額を申請していただくこととなります。

### 2 交付決定の通知

提出された書類を県において審査のうえ、高校生等が在籍する私立高等学校等を通じて11月末頃に書面で結果をお知らせする予定です。

### 3 給付金の交付

給付金の交付は、申請時に届け出られた金融機関の口座に振り込みます。交付の時期は11月末を予定しています。

なお、申請書に虚偽の記載を行うなどで、本来受けることができない給付金の交付を受けた場合は、交付決定を取り消され、その全額を直ちに返還しなければなりません。

#### 4 給付金を受け取ることができる方

給付金を受け取ることができるのは、令和4年（2022年）7月1日（基準日）時点に在学している高校生等の保護者のうち、次の要件のいずれにも該当する方です。

##### 【専攻科以外】

- (1) 対象となる高校生等が基準日時点で高等学校等に在学し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有すること。
- (2) 高校生等の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 高校生等の保護者等全員に住民税所得割が課税されていないこと又は高校生等の保護者等が生活保護（生業扶助）を受給していること、もしくは収入が激減したことにより、高校生等の保護者等全員の住民税非課税世帯に相当すると認められること。

##### 【専攻科】

- (1) 対象となる高校生等が基準日時点で高等学校専攻科に在学し、かつ、高等学校等専攻科支援金の支給を受ける資格を有していること。
- (2) 高校生等の保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 高校生等の保護者等全員に住民税所得割が課税されていないこと（生活保護を受給しているか否かに関わらず対象）、又は収入が激減したことにより、高校生等の保護者等全員の住民税非課税世帯に相当すると認められること。

※ 高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による見学旅行費又は特別育成費（児童福祉法 第38条による母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合は、給付金を受け取ることはできません。

※ 税の修正申告や税額の更正決定による県民税・市町村民税の変更があった場合には、支給額が変更になることがありますので、必ず学校又は県に連絡してください。

#### 5 申請の手続き

給付金を申請する方は、申請期限までに、学校へ次の書類を提出してください。

##### 生活保護（生業扶助）受給世帯

- ① 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」又は「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」
- ② 「生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」  
※ 7月1日時点の生業扶助の措置状況が確認できる場合は、「保護証明書」でも可。
- ③ 「振込口座が確認できる書類」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）  
※ 給付金は福祉事務所等と相談のうえ、生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しない授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行の積立金など）として活用ください。

##### 住民税が非課税である世帯

- ① 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」又は「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」

<次のページに続きます>

② 保護者等全員分の令和4年度（2022年度）分の住民税が非課税であると確認できる書類のうち次のいずれか1種類（写し可）。

ただし、「課税証明書等」と「個人番号カード」のどちらを提出するかは在学している学校で決まっています。学校からのお知らせ等を確認してください。

<課税証明書等>

- ・課税証明書（市町村役場で発行）
- ・特別徴収額の決定・変更通知書（勤務先を通じて配布）
- ・納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）

提出不要

<個人番号カード>

- ・個人番号カードの写し等、個人番号が確認できる書類（別添「個人番号カード（写）等貼付台紙」に貼付し、「調査等同意書」と併せて提出）

③ 生業扶助を受給していない旨の誓約書

④ 「振込口座が確認できる書類」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）

⑤ 当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等又は15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養が確認できる「健康保険証の写し」

※ ⑤は、給付金額が第2子単価（152,000円）となる場合に提出してください。

※ 国民健康保険に加入しているため保険証に扶養・被扶養の記載がない場合は「健康保険証の写し」と「扶養誓約書」を、健康保険証を保持していない場合は、「扶養誓約書」のみを提出してください。

**学校への提出期限** : **令和4年（2022年） 9月 1日**

**学校への連絡先** : **096—382—1146**

## 6 保護者の住所が熊本県以外の都道府県にある場合

申請は、保護者の住所がある都道府県に対して行ってください。